

承第 3 号

専決処分の承認について（下呂市税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 4 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第4号

専決処分書（下呂市税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下呂市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

下呂市長 山 内 登

下呂市税条例等の一部を改正する条例

(下呂市税条例の一部改正)

第1条 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(所得割の課税標準) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 5 (略)	(所得割の課税標準) 第33条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） 5 (略)

改正後	改正前
6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1	6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2

改 正 後	改 正 前
節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 34 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 (略) (市民税の申告) 第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務	章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 34 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 (略) (市民税の申告) 第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務

改正後	改正前
がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに</u>限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（<u>前年の合計所得金額が95万円以下であるものに</u>限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの）に係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 ２ 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控	がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第２条第１項第33号の４に規定する源泉控除対象配偶者に</u>係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 ２ 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控

改正後	改正前
除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により市長の定める様式による。	除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により市長の定める様式による。
3～9 （略）	3～9 （略）
（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）	（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）
第36条の3 （略）	第36条の3 （略）
2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>付記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。	2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>付記</u>しなければならない。	3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を<u>附記</u>しなければならない。
（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）	（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条

改正後	改正前
において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) <u>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</u> <u>(3)・(4) (略)</u> 2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項に</u>	において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) <u>(2)・(3) (略)</u> 2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203

改正後	改正前
<u>において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) (略) <u>(2) 特定配偶者の氏名</u> <u>(3)・(4) (略)</u> 2～5 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において	条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) <u>(2)・(3) (略)</u> 2～5 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において

改正後	改正前
「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
10～14 (略)	10～14 (略)
15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法<u>第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
16 (略)	16 (略)
(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第3項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。	(特別徴収税額の納入の義務等) 第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則<u>第2条第4項ただし書</u>の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。
附 則	附 則
第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得	第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得

改 正 後	改 正 前
割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。 3 法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 4 法<u>附則第15条第22項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 5 法<u>附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 6 法<u>附則第15条第23項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 （略） （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。 3 法<u>附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法<u>附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 4 法<u>附則第15条第23項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 5 法<u>附則第15条第24項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 6 法<u>附則第15条第24項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

改 正 後	改 正 前
7 法 <u>附則第15条第23項第3号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法 <u>附則第15条第24項第3号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法 <u>附則第15条第24項第1号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法 <u>附則第15条第25項第1号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法 <u>附則第15条第24項第2号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法 <u>附則第15条第25項第2号</u> に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法 <u>附則第15条第26項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法 <u>附則第15条第27項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法 <u>附則第15条第26項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法 <u>附則第15条第27項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法 <u>附則第15条第26項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法 <u>附則第15条第27項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法 <u>附則第15条第26項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法 <u>附則第15条第27項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法 <u>附則第15条第26項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法 <u>附則第15条第27項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法 <u>附則第15条第26項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法 <u>附則第15条第27項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法 <u>附則第15条第26項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	16 法 <u>附則第15条第27項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
17 法 <u>附則第15条第26項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法 <u>附則第15条第27項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法 <u>附則第15条第26項第3号ロ</u> に規定する	18 法 <u>附則第15条第27項第3号ロ</u> に規定する

改 正 後	改 正 前
設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	
26・27 (略)	25・26 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 (略)	第10条の3 (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
9 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修等住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修等専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる	9 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を

改 正 後	改 正 前
書類を添付して市長に提出しなければならない。	添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した年月日	(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日
(5) <u>熱損失防止改修工事等</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由	(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
10 (略)	10 (略)
11 法附則第15条の9の2第4項に規定する <u>特定熱損失防止改修等住宅</u> 又は同条第5項に規定する <u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	11 法附則第15条の9の2第4項に規定する <u>特定熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第5項に規定する <u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した年月日	(4) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した年月日
(5) <u>熱損失防止改修工事等</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	(5) <u>熱損失防止改修工事</u> に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6) <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出す	(6) <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する

改正後	改正前
る場合には、3月以内に提出することができなかった理由	場合には、3月以内に提出することができなかった理由
12・13 （略）	12・13 （略）
（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産	第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

改正後	改正前
税額とする。 2～5 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第16条の3 （略） <u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u>	2～5 （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第16条の3 （略） <u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（1） 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u> <u>（2） 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告</u>

改正後	改正前
3 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 2・3 (略) 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	<u>書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u> 3 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 (略) 2・3 (略) 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項におい

改正後	改正前
5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 (略) 2・3 (略) 4 前項後段の規定は、条例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	<u>て同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。) 5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 (略) 2・3 (略) 4 前項後段の規定は、条例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてや

改正後	改正前
5 (略) 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u>同条第4項に規定する<u>確定申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法	<u>むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u> 5 (略) 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分</u>の同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額

改 正 後	改 正 前
律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> <u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>

(下呂市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 下呂市税条例の一部を改正する条例（令和3年下呂市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1)～(3) (略) 2～5 (略)	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、<u>扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))</u>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中下呂市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中下呂市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の下呂市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の下呂市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の下呂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和4年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が公布され、その一部が令和4年4月1日に施行されることに伴い、当該条例等の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることに伴い、対応する規定を改めます。

（第1条による改正中第33条、第34条の9、附則第16条の3、附則第20条の2、
附則第20条の3関係）

（2） 公的年金受給者の住民税申告義務に係る規定の整備に伴い、対応する規定を改めます。

（第1条による改正中第36条の2第1項関係）

（3） 地方税法施行規則の改正に伴い、対応する規定を改めます。

（第1条による改正中第36条の2第2項、第53条の7関係）

（4） 第36条の3中の語句を改めます。「附記された事項」を「付記された事項」に、「附記し」を「付記し」に改めます。

（第1条による改正中第36条の3関係）

（5） 見出し中の語句を改めます。「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改めます。

（第1条による改正中第36条の3の2、第36条の3の3関係）

（6） 給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項に、配偶者の氏名を追加するよう規定します。

（第1条による改正中第36条の3の2関係）

（7） 公的年金等受給者の扶養親族申告書等に、退職手当等を有する一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者について提出を義務化し、記載事項に特定配偶者の氏名を追加するよう規定します。

（第1条による改正中第36条の3の3、第2条による改正中第36条の3の3関係）

(8) 地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中第48条、附則第10条の2、附則第17条の2関係)

(9) 住宅借入金等特別税額控除の延長に伴い、個人住民税額から控除する住宅ローン控除の適用期限を4年間延長することにより、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中附則第7条の3の2、附則第26条関係)

(10) 附則第10条の3中の語句を改めます。「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修等工事」に改めます。

(第1条による改正中附則第10条の3関係)

(11) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とするよう規定します。

(第1条による改正中附則第12条関係)

(12) この条例は令和4年4月1日から施行します。(ただし、一部は令和5年1月1日、令和6年1月1日から施行)

(改正附則第1条関係)

(13) 市民税及び固定資産税に関する経過措置について定めます。

(改正附則第2条、改正附則第3条関係)